

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査日：令和4年9月30日

②施設・事業所情報

名称：仲井真こども園	種別：幼保連携型認定こども園(公私連携)	
代表者名：理事長 玉村 八重子 園長 玉城 久美子	定員(利用人数)：120(80)名	
所在地：沖縄県那覇市字仲井真173番地		
TEL：098-853-6695	ホームページ	https://www.tamaefukushikai.jp/
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 2018年4月1日(平成30年)		
経営法人・設置主体(法人名等)：社会福祉法人 玉重福祉会		
職員数	常勤職員：9名	非常勤職員：4名
専門職員	保育教諭：8名	
	子育て支援員：1名	
施設・設備の概要	保育室、遊戯室、職員室、医務室、絵本コーナー、給食配膳室 相談室、なかよし広場、園庭	

③理念・基本方針

理念

教育(保育)は愛なり 愛は力なり

(入所するすべての幼児の最善の利益を図り、個としての人権、人格を尊重する)

基本方針

- ・一人一人のこどもの良さを見出し、その可能性を最大限に伸ばす
- ・子どもの自主性を尊重し、自ら成し遂げることの喜びを味わう
- ・温かい人間関係をつくり、望ましい集団生活を通して個性の伸長を図る

④施設・事業所の特徴的な取組

こども園は、那覇市公私連携幼保連携型認定こども園として、那覇市立仲井真幼稚園を引継ぎ平成30年に開園して5年目である。本体である法人は、昭和58年に設立認可を受けて保育園を開園し39年の実績を持ち、本園を含めこども園3園を運営している。3園とも近隣に立地しており、教育・保育の質の向上、地域の社会福祉事業としての使命を果たすため相互に切磋琢磨している。

当園は、国道沿いに立地する小学校の敷地から奥まった位置に所在し、交通の便の良い商業地という環境ながら、裏手には国場川が流れており、川の周辺には緑が生い茂っている。園の敷地内にも緑が多く、園庭の中央には大きな木があり、夏場には子どもたちに木陰を提供している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年7月2日（契約日） ～
	令和4年12月13日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	2回目 （令和2年度受審）

⑥総評

◇特に評価の高い点

1) 理念に基づいた教育・保育の実践が行われるとともに、理念に沿った人材育成を 実践している

職員作成のイラストを挿入した理念の掲示物を作成し、玄関正面や事務所、各教室等に掲示している。掲示物作成の過程で、理念が職員に浸透し教育・保育の実施に反映されている。法人のホームページには、沿革、法人理念が掲載されており、こども園のホームページには、保育理念、教育・保育方針、教育・保育目標が明示されている。理念に沿った法人の目指す職員像としての「スマイル・スピーディー・シンセリティー・スタディ」（4S）の考え方は、職員に浸透しており、教育・保育活動において相互に声を掛け合っている。年に2回実施している園長面談では、年度の初頭に個人の目標を設定し、年度末の自己評価等で、目標の達成度の確認を行うことにより、理念に沿った人材育成を実践している。

2) 子どもの主体的な活動に繋げる環境構成を大切にし、援助や配慮が行き届いている。

食育の一環である栽培活動において、子どもの水やりや収穫の様子を分かりやすく掲示（写真やコメント）し、子どもの興味や関心を引き出し、子どもが継続して活動できるよう配慮している。また、「秋まつり」は、夏休み明けの1号認定子どもが登園しぶりをしないよう配慮をしつつ、子どもの意見や思いを受け止め主体的にまつりの企画や準備ができるよう、さりげない援助を行っており、子どもが達成感や充実感が得られるよう工夫されている。

3) 実習生を積極的に受け入れ、教育・保育に関わる人材育成に努めている。

園では、園長の基本姿勢として「子どもの安全確保」、「元気に登園したら元気に帰す」ことを大事にしており、実習生に対しても同様に基本姿勢の重要性を指導している。実習生受け入れマニュアルに沿って積極的に実習生を受け入れ、実習生を配置するクラス担任に主幹保育教諭が事前に実習受け入れ体制について指導している。また、学校側と連携の上で安心して実習を進められるようにプログラムを作成している。日頃はクラス担任が直接指導し、実習中間日に主幹保育教諭が面接を行い、意見や課題等を聴取しアドバイスしている。保護者に対しては事前に園だより等でお知らせし、実習期間中は玄関に掲示して周知を図っている。

◇改善を求められる点

1) 法令遵守について、職員への周知をさらに深められるような取り組みに期待したい。

園長は、法令について基本的な法律の理解に努めると共に、随時更新されるコロナ感染対策等の通知などについて文書綴りを作成し、職員の閲覧環境を工夫している。また、法令遵守を基本に園運営に取り組み、法人内の園長会や那覇市こども園園長会・那覇地区園長等運営管理協議会等に参加し情報を収集している。収集した情報については、職員会や園内研修会で報告・研修を実施している。研修での説明資料作成を経験の浅い職員に担当させるなどの工夫を行うことで、職員への周知をさらに深められるような取り組みに期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

平成30年に仲井真幼稚園から仲井真こども園へと移行したことに伴い、仲井真こども園としての教育・保育の充実や職員の意識向上を求め、令和2年度に初の第三者評価を受審しました。その時の評価結果をもとに取組を行い、学びを深められるようになってきたことが今の教育・保育に結びついているかを確認すべく、再度第三者評価を受審致しました。

今回2度目の受審ということもあり、前回の評価反省事項を見直し日頃の教育・保育を進めてきたつもりでしたが、保育内容や園における保護者の思いなどを改めて知ることにより、今まで気づかなかったことが見え、多くの学びを得ることができました。職員一人ひとりが保育者だという意識を高め、保育環境や教育保育実践を深めていく事で、保育の良さを発信できると改めて実感させて頂きました。

受審結果におきましては、当法人の理念にもとづいた教育・保育の実践や人材の育成面において評価頂いたことに感謝しています。子どもたちの主体性を失わないよう心掛け、教育・保育を行っている事への自信となりました。しかしながら、地域との交流活動やマニュアルの整備活用において努力する点もあり、今後は課題改善に向け取り組んでいきたいと思っております。

これからも子どもたち一人ひとりの良さを見出し、成長を見守りながら、職員自身が研鑽を怠らないよう努め教育・保育を行っていききたいと思っております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

共通

評価項目		評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
判断基準	a 法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b 法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c 法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
コメント	職員作成のイラストを挿入した園の教育・保育の基本理念の掲示物を作成し、玄関正面や事務所、各教室等に掲示している。掲示物の作成・掲示の過程で、職員は基本理念の理解を深めている。又、日々の会議・ミーティング等で読み合わせることで、職員への周知が徹底され、日々のこども園運営に反映している。法人のホームページには、沿革、法人理念が掲載されており、こども園のホームページには、保育理念、教育・保育方針、教育・保育目標が明示されている。保護者には、ホームページの閲覧や園舎内の掲示物、保護者会等での説明により周知を図る工夫がなされている。	
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断基準	a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
コメント	こども園の事業経営について、毎月開催される法人内の園長会議において財務状況の報告が行われている。園長・副園長は、園長会に出席することにより、経営環境や課題について分析している。又、法人の運営する3園は近隣にあり、立地する地域の状況について情報収集を行い児童福祉をはじめとする社会福祉事業全体の動向について把握している。こども園については、今年度入所児童が減少しており、その要因分析や改善策、把握している園児の実態等のデータを活用して取り組んでいる。	
3	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
判断基準	a 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
コメント	法人の中・長期計画には、こども園の施設事業計画が策定されており、経営状況や改善すべき課題について役員間で共有している。職員への周知については、文書の配布や職員会議での説明を行っている。今後は、日々の教育・保育における施設の課題等について、法人・こども園の次年度以降の方針を丁寧に伝達することにより、職員への周知が深まることに期待したい。	

評価項目		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが十分ではない。
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
コメント	法人では、理事長兼統括園長・法人事務局長・園長で構成される長期ビジョン策定プロジェクト委員会を設けている。委員会では、法人・各事業所における長期的な視野に立った課題について、解決策を検討している。委員会を中心に事業計画・収支計画を策定している。活動理念には、地域福祉の発展・充実のための活動実践を明示しており、理念実現のために、法人経営力の定着・強化、人材育成と機能的な組織運営、新規福祉事業への参入の3つの観点に基づいた成果目標が設定されている。	
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
コメント	中・長期計画に基づく単年度計画は、前年度の事業実績報告を踏まえて策定している。計画内容には、職員の資質向上に向けた取組や職員へのチューター制度・メンタルヘルスケアの導入・活用などが示されている。今後は、その導入時期や適用職員数等を具体的に明示することにより、実施状況の評価に繋がることに期待したい。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
コメント	毎年度の事業報告・事業計画は、園長・主幹保育教諭を中心に策定している。策定過程においては職員会議等で全職員の意見を集約し、内容に反映している。園務分掌表には、計画策定について役割分担が明記されている。策定された計画については、年度初めの職員会議で文書を配布し、説明を行っている。経験年数の長い職員と短い職員間の理解度の差異を解消するために、チューター制度を導入し活用することを今年度の事業計画に明記している。	

評価項目		評価結果
7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
判断基準	a 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c 事業計画を保護者等に周知していない。	
コメント	策定された事業計画書については、玄関先にファイリングして配置し、保護者の閲覧を促す工夫を行っている。玄関正面の掲示板に事業計画の概要を拡大し掲示している。また、入園時の説明会や保護者会等で資料を配布し説明している。	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断基準	a 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
コメント	法人で作成された「保育クレド」は、常時携帯できるサイズに教育・保育の実施の際に必要な情報が集約されている。職員は必要に応じて「保育クレド」を参照して、教育・保育業務を遂行している。園内研修会・法人研修会でも「保育クレド」を活用し教育・保育の質の向上に取り組んでいる。自己評価については、幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づくチェック表を活用して毎年実施し点検を行い、評価結果を分析・検討して職員会議でフィードバックを行っている。また、第三者評価を定期的に受審し、受審結果をホームページに公表している。	
9	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
判断基準	a 評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。	
コメント	毎年度実施している学校評価の保護者アンケート結果を分析し、改善点を明示した報告書を作成している。職員会議等での報告書作成過程で課題を共有することに取り組んでいる。共有した課題について改善策を話し合い改善計画を策定している。前回の第三者評価結果における課題については、職員会で共有し改善に取り組んでいる。	

評価項目		評価結果
II 組織の運営管理		
II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
コメント	園の運営規程には、職務分担表が策定されている。園長は、今年度から園長職に就任した。これまで主幹保育教諭として園運営に携わり、その経験を活かした経営・管理方針を策定している。担当である園だよりに就任時のあいさつの掲載や保護者会でのあいさつを通して、役割と責任の表明を行っている。不在時の権限委任については、副園長がその任に当たることが職務分掌に明記されている。	
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
判断基準	a 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
コメント	園長は、法令について基本的な法律の理解に努めると共に、随時更新されるコロナ感染対策の通知等について文書つづりを工夫し職員の閲覧を促すなど、遵守すべき法令等を基本とした園運営に取り組んでいる。又、法人内の園長会や那覇市こども園園長会・那覇地区園長等運営管理協議会等に参加し情報収集に努めている。収集した情報については、職員会や園内研修会で報告・研修を実施している。今後は、経験の浅い職員を研修会説明資料を作成する過程に参画してもらうなどの工夫を行うことで、職員への周知がさらに深まることに期待したい。	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c 施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
コメント	園長は、学校評価・職員の自己評価等を実施し、教育・保育の質について評価・分析を行っている。職員の経験年数の差異についての課題として、年数の長い職員と浅い職員をチームとしたクラス運営に取り組んでいる。今年度は、チューター制度の導入に取り組んでおり、指導者研修に参加経験のある園長は、既に導入している法人内他園の園長のアドバイスを基に制度導入の企画・運営でリーダーシップを発揮している。	

評価項目		評価結果
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
判断基準	a 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
コメント	園では、ICTの活用のために前年度、園運営のソフト(保育・教育施設向けICTソフト)を導入した。保護者への一斉連絡、登園・降園時の登録等、業務の実効性の向上に取り組んでいる。今後は、更なる業務の実効性を高めるために、業務の点検を行うことにより、業務改善に活用できるICTソフトの機能を整理し効果的な活用に繋げることに期待したい。	
II-2 人材の確保・育成		
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
判断基準	a 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
コメント	人材確保については、法人内に担当者を配置し計画的に採用活動を実施している。現状では、適切に人員確保が行われている。人員配置については、法人全体のバランスに配慮している。こども園の開園当初、法人では初めての公私連携幼保連携型認定こども園運営にあたり、経験年数の長い職員を配置した。開園5年目となり経験の浅い職員の配置もあり、計画的な園内研修やOJTを活用した人材育成に取り組んでいる。	
15	総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a 総合的な人事管理を実施している。	
	b 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c 総合的な人事管理を実施していない。	
コメント	法人の目指す職員像は、「スマイル・スピーディー・シンセリティー・スタディ」の4Sで表現され、わかりやすい表現となっている。配置や異動については、面談時に職員の意向を確認している。明確な人事基準は現在整備中であり、職員が働きがいを感じ、キャリア形成につながる仕組みの整備に期待したい。	

評価項目		評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
コメント	園の職員の平均年齢は40代であり、ミドル層の職員が中核メンバーとなっている。ワーク・ライフ・バランスに配慮し、有給の消化を推進している。今年度は、職員の意識調査の実施・チューター制度の導入・メンタルヘルスケアの導入が計画されている。働きやすい職場づくりに法人と一体となり、取り組んでいる。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
判断基準	a 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
コメント	園の「期待する職員像」は、法人の目指す職員像である4Sに準拠し、園独自の期待される職員像を提示している。4Sの考え方は、職員に浸透しており、教育・保育活動において「笑顔で、スピーディーに、誠実に」等、相互に声を掛け合っている。年に2回実施している園長面談では、年度初頭に教育・保育の質の向上に向けた取り組みについての面談シートに、記入した個人の目標を基に実施している。年度末には、目標に沿った自己評価等を基に目標の達成度の確認を行っている。	
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
判断基準	a 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
コメント	職員研修については、園外研修・園内勉強会が計画されている。園外研修の参加については、個人目標に沿った個別研修シートを作成し計画的に受講させている。園外研修について、園内での勉強会で報告を行い、職員間での共有を目指している。年度末に園内勉強会の評価を行い、その結果を踏まえて次年度計画に反映している。	

評価項目		評価結果
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
コメント	園長は、職員との面談を通して目標の確認・研修計画の策定・評価の一連の育成計画を把握している。職員の意向と園の運営方針を加味し、外部研修の参加を推奨している。コロナ感染防止対策の観点から、研修がオンライン研修となり、参加が容易となっている。園内の勉強会で研修内容について発表機会を設けることにより、研修参加者の学びを深め、その他の職員への共有化に取り組んでいる。	
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
判断基準	a 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
コメント	園では、「子どもの安全確保」、「元気に登園したら元気に帰す」ことを大事にしており、実習生に対しても同様に基本姿勢の重要性を指導している。実習生受け入れマニュアルに沿って積極的に実習生を受け入れ、教育・保育に関わる専門職の人材育成に努めている。実習生を配置するクラス担任に主幹保育教諭が事前に実習受け入れ体制について指導している。学校側と連携の上で実習生は日頃はクラス担任から指導を受け、実習期間中に主幹保育教諭が中間面接を行い、意見や課題等を聴取しアドバイスしている。保護者に対しては事前に園だより等でお知らせし、実習期間中は玄関に掲示して周知を図っている。	
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
判断基準	a 認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
コメント	法人、こども園の理念や基本方針、事業・財務状況等がホームページで公開されている。また、第三者評価の受審結果や苦情・相談の体制並びに内容に基づく改善・対応の状況についてもホームページで公開されている。園のパンフレットは隣接する図書館や人材育成センター、児童館においてもらい、積極的に法人・園の存在意義や役割について情報公開し地域に向けて発信している。	

評価項目		評価結果
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
コメント	こども園における事務・経理・取引等に関するルールについては、経理規程に明記されており、運営規程や事業計画等で園長を初め職員の職務分掌が明確に示されている。毎月税理士に園の事業、財務状況について報告し経営改善に向けて指導を受けている。今年度は入園児童が昨年度より減少していることを受け、人事異動を実施するなど改善に向けて取り組んでいる。	
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
コメント	コロナ禍の為、地域の行事(國場川鯉のぼり祭りやなかいまつ子祭り)が、2年間開催されておらず、同敷地内にある仲井真小学校との合同運動会も中止になり地域活動が減少している状況である。以前は祭りに参加する際には、祭り会場で集合し、職員が保護者と協力して子どもの着替え、準備を行う体制ができていた。今年度は、地域との交流の一環として土曜日に、隣接している図書館に出かけ、地域資源を活用しながら、子どもと地域の方々との交流を拡げている。保護者に対しては玄関に地域の行事や情報を掲示し地域の社会資源を利用するよう呼び掛けている。	
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
コメント	ボランティア受け入れマニュアルが整備されており、同敷地内の小学校から5年生が定期的に掃除に来ていたが、コロナ禍の為現在は中断されている。また、絵本の読み聞かせ月間があり、数人の保護者がボランティアとして週1回来園し絵本の読み聞かせを行ったり、地元の中学校の職業紹介イベントに参加してこども園や保育教諭の役割等について紹介をしていたが、現在は感染対策の為に中断している。今後は、受け入れマニュアルを見直し、地域の学校教育等への協力姿勢やボランティアの登録手続きなどについて追記することが望まれる。	

評価項目		評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
コメント	五十音順に整理されたこども園と関係のある社会資源リストを作成し、職員間で情報を共有している。気になる子どもについては那覇市療育センターの巡回相談員や発達支援センターの職員からアドバイスを受け、協働して対応にあたっている。また、不適切な養育等が疑われる子どもについては、兄弟の通う学校や那覇市子育て支援室、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等と情報共有し連携を図っている。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組が行われている。	b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を積極的に行っている。
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っているが、十分ではない。
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っていない。
コメント	地域の自治会や小中学校の関係者、民生委員等が集う仲井真校区まちづくり協議会に参加し、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。現在、児童デイサービスを利用している子どもや一人親世帯の増加、医療的ケア児の受け入れについてなどの福祉ニーズを把握している。地域住民に対する多様な相談事業等については、コロナ禍の影響もあり展開が不十分なので、今後の取り組みが期待される。	
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
コメント	国場川クリーンアップ作戦に参加したり、園庭開放や子育て講演会にこども園の保護者だけではなく地域の方にも参加を呼び掛け、こども園が有する子育てのノウハウや専門的な情報を地域に還元する取り組みを実施している。地域の防災対策や被災時における福祉的な支援を必要とする人々への支援や協力体制等については、建物の立地条件などもあり連携・協力体制が十分にとれていない状況にある。	

評価項目		評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。
コメント	子ども一人一人の発達状態にあわせ、子どもが自主的に遊べる環境を作るように努めている。自然環境計画が策定されており、職員は、子どもたちがグッピーや小動物を育てたり、園庭の草花を摘んできてコップに活けたり、散った花びらをガラス容器に浮かべて鑑賞する等の活動を見守り、友達や自然を思いやる心が育つように取り組んでいる。職員研修に法人独自のクレドを活用し「教育は愛なり、愛は力なり」という理念にそった教育・保育に努めている。世界にはいろいろな子どもがいることを伝え「あなたは、あなたのままでいいんだよ」と子どもが自分の存在を認められるような声掛けをしている。	
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	b
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
コメント	プライバシー保護のマニュアルが整備されており、子どもの羞恥心についても配慮するよう記載され職員にも周知されている。トイレは個室になっており排泄を失敗した子どもに対しては、静かに職員室に誘導しシャワー・着替えをさせている。教室は外部に向けてはカーテンが設置されておりプライバシーが守られているが、廊下側には壁がない造りになっている為、外遊びなどの後で着替える際には、パーテーションを活用するなどの工夫が望まれる。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。
コメント	こども園の利用希望者に対しては、園長、副園長、主幹保育教諭が個別に対応し、パンフレットや説明用の資料を利用して丁寧に案内、説明している。園長作成の資料には図や絵が使用されており、わかりやすい内容になっている。希望者の思いを聞き取りながら、積極的に理念や目標、園で取り組んでいることなどの情報を提供している。また、パンフレットを近くの図書館においてもらい、誰でも手に取れるようにしている。	

評価項目		評価結果
31	教育・保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
	b	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
	c	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
コメント	入園説明会の際に入園のしおりや重要事項説明書、独自に作成した説明資料を活用して、保護者に対して教育・保育の開始・変更時の説明を行い、保護者から同意書を頂いている。説明資料は図や絵が使用されており、わかりやすい内容になっている。保護者対応のマニュアルが整備されており職員にも周知されているが、特に配慮が必要な保護者に対しては、個別に園長・主幹保育教諭が対応している。	
32	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。
コメント	子どもの転園、卒園にあたっては、教育・保育の継続性に配慮して健康診断の情報や指導要録をもとに引継ぎを行っている。保護者に対しては卒園児・退園児に対しての配布書類を作成し、退園後も保護者が主幹保育教諭や元のクラス担任等にいつでも相談ができる体制を整えていることを文書でも伝えている。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
コメント	利用者満足を把握する為に年1回学校評価のアンケートと共に園独自に作成した子どもたちの生活習慣のアンケートを実施している。年2回保護者と個人面談し、4月の保護者会には職員も参加している。アンケート調査は主幹保育教諭が担当し、フリー保育士が集計している。アンケートから「コロナ禍でも工夫して行事を開催してほしい」や「滑り台が古くなっていて安全面が不安」などの意見があり、職員間で改善策を話し合い、行事を規模縮小して学年単位で開催したり、滑り台の安全点検を実施して安全面を確認するなどの対策を行った。改善状況については玄関に掲示し保護者にも周知している。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
判断基準	a 苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b 苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c 苦情解決の仕組みが確立していない。	
コメント	苦情解決体制が確立されており、玄関にポスターや意見箱、記入カードが備えられている。意見箱は事務長が毎朝確認しており、苦情内容の検討や対策については、記録に残し保護者にフィードバックしている。また、苦情を申し出た保護者が特定されないよう配慮した上で、玄関に掲示し、園だより、ホームページでも公表している。	
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
コメント	入園のしおりに、「あなたのご意見やご要望をおきかせください！」という資料が添付されており、図入りで分かりやすい内容になっている。前回の第三者評価の保護者アンケートでは第三者委員について理解している方が55%であったが、今回のアンケートでは71%になっており、園が改善に取り組んでいることが伺える。保護者と個別に話ができるように相談室を設けているが、玄関横の給食配膳室はドアがロックできて他の保護者の視線も気にならないので、そちらの部屋を使用して相談を受けることもできるようにしている。	
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
判断基準	a 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c 保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
コメント	保護者対応のマニュアルが整備されており、保護者が相談や意見が述べやすいように相談室を確保している。自分から話し出せない保護者もいる為、日頃から子どもや保護者の表情・様子等に気を配り、連絡なしに朝夕の送迎者が代わった場合には、積極的に職員から声をかけて話を聴くようにしている。保護者の意見・要望に対しては、マニュアルに沿ってクラス担当、主幹保育教諭、園長で話し合い改善に繋げている。対応マニュアル等について定期的に見直しを行っている。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
コメント	危機管理マニュアルが策定され、子どもが安心安全に過ごせるように遊具や建物等環境をチェックし、職員に対してアレルギー対応、救急対応などリスクマネジメントに関する研修を実施している。子どもには交通安全指導を行い、夕方や休日一人で遠くまで遊びに行かないよう指導している。園内で起こったヒヤリハットや事故については報告書が整理されており、職務会等で発生要因や改善策等について検討し再発防止に努めている。また、園外での事故についても情報を収集し研修等を通して事故防止、安全確保に繋がるよう取り組んでいる。	
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
コメント	感染症対応マニュアルが整備され、保健衛生・安全対策リーダーを中心にマニュアルに沿って対策が取られている。手洗い、消毒、定期的な検温等に加えて、子どもたち自身が各自でソーシャルディスタンスに気をつけるようになり、室内遊びの際には自主的にアクリル板を準備して活用する子どももいる。保護者に対しては、感染状況や対策等について玄関に掲示したり、SNSで伝えるなど適宜情報発信している。	
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
コメント	年間防災計画を作成し、日頃より災害対策に取り組んでいる。年2回地域の方の協力も得て小学校と合同の防災訓練を実施している。避難先が危険度に応じて複数設定されており、地震や火災・不審者の場合は小学校の運動場(雨天時は体育館)、津波、高潮、浸水などの水災害の場合は高台の公園、小学校屋上への避難訓練を実施している。訓練時は1日分の備蓄品を持参して避難し、保護者には引渡場所を周知している。また、国場川に面しているため、日頃から川の水量には注意を払っており、高潮・浸水を想定して小学校に避難する訓練も実施している。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され、教育・保育が提供されている。	a
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育が実施が十分ではない。
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
コメント	教育・保育について標準的な方法が実施できるよう、教育・保育課程や年間指導計画などに教育・保育を進めていく上での援助、配慮が明示されている。また、保育クレドを職員一人ひとりに配布し、理解・周知に取り組んでいる。さらに子どもの権利擁護やプライバシー保護については、マニュアルやチェックシートで定期的に確認し、各自の教育・保育の進め方について見直し、確認をする取り組みがなされている。個別の支援についても指導計画や月案などの作成時に会議で共有化を図り、職員への周知を行っている。	
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
コメント	教育・保育の実施方法については、年度末の各種教育・保育計画の作成にあたり、各クラス職員、主幹保育教諭や園長も交え、見直しを行っている。また、毎月、クラス単位で実施内容の検証・評価を行い、次の計画へ反映している。さらに保護者から普段の連絡のほか、個別面談などからも意見や要望を確認し、計画や実施方法の見直しに反映できるよう取り組んでいる。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
コメント	指導計画は、責任者としての園長とクラス担任のほか、主幹保育教諭なども協力しながら作成をしている。アセスメントは、入園前の面接時に面接票(児童票)等で子どもや保護者の現状把握に努め、それを基に指導計画が策定されている。保護者の意向については、那覇市のフォーマットの変更により、保護者の要望などを記入する欄が活用しにくくなっているが、この部分の補完を考慮し、面接時に保護者の意向を確認する工夫が期待される。	

評価項目		評価結果
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
コメント	指導計画に関する実施状況の評価と計画の見直しについては、定期的に週案会や職務会、クラスリーダー会議において話し合わせ、評価と見直しを図っている。保護者の要望や意見については、普段のコミュニケーションや連絡のほか、個人面談などを行い、家庭との連携が取れるよう努めている。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。
コメント	教育・保育の実施状況については、週・日案に記録されており、月案での振り返りができるようフォーマットも整っている。個別記録については、児童票等に集約され、子どもの状態や家庭の状況など細かな部分も記録され、次年度のクラスに引き継がれ、切れ目のない横断的かつ連続的な教育・保育の実践が可能となっている。また、記録は誌面のほか、データをサーバー上で管理しており、情報の共有化が図られるよう整備されている。	
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
コメント	園の運営規程や個人情報保護に対する基本方針を踏まえ、情報の取扱いや守秘義務について毎年職員と読み合わせのうえ周知に努めている。文書等については、文書取扱規程を整備し、記録の保管、保存、廃棄などを適切に行っている。さらに面接時や入園時には重要事項説明書や「入園のしおり」を用い、個人情報保護について保護者への説明もなされている。	

		評価項目	評価結果
内容	A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育		
	A-1-(1) 子どもの権利擁護		
46	A① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。		a
	判断基準	a 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	
		b —	
		c 子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	
	コメント	子どもの権利擁護については、マニュアルを備えており、職務会やケース会議などで職員全体の周知や権利侵害の防止と早期発見のための取り組みが行われている。また、「人権擁護のためのセルフチェック」を定期的に活用し、職員の権利擁護への理解と教育・保育を実施する際の具体的な事例を検討している。その他に園外研修への参加や園内研修での学習会を実施し、職員への周知を深める取り組みがある。	
A-2-(1) 全体的な計画(教育課程を含む)の作成			
47	A② 認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基く全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。		a
	判断基準	a 全体的な計画（教育課程を含む）は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。	
		b 全体的な計画（教育課程を含む）は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成しているが、十分ではない。	
		c 全体的な計画（教育課程を含む）は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。	
	コメント	全体的な計画は、園の理念、教育・保育の基本方針や目標に基づき作成され、指導計画においてもその全体的な計画を踏まえ、教育課程、年間指導計画のほか保健や防災、基本的な生活習慣など様々な年間計画が作成されている。また、職務会やその他のミーティング等を重ねていく中で園長、副園長、主幹保育教諭、リーダー保育教諭の参画のもと、1～2月頃に見直しし、次期の計画に活かせるような取り組みも行っている。さらに全体的な計画は、保護者に配布し説明を行うほか、教育課程や指導計画、月案は掲示し保護者への周知を図っている。	
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的課題			
48	A③ 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		a
	判断基準	a 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	
		b 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
		c 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	
	コメント	室内の温度調節、換気等こまめにチェックを行い、子どもが心地よく過ごせる環境を整備し、保育室の清掃をはじめ玩具、遊具等の安全・衛生管理に配慮している。また、学校薬剤師の環境検査も定期的に行われており、適正な基準の下で教育・保育環境が保たれている。 休息や午睡については、活動内容に応じて適宜休息を取るほか、個別の要望に応じられるよう医務室（兼休息室）で休んだり午睡を取れる場をつくり、子どもが安心して安定した生活ができる場を提供している。	

評価項目		評価結果
49	A④ 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	a
判断基準	a 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	
	b 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	
	c 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。	
コメント	保育者の心得や教育・保育の実施に当たっての援助や配慮等について記載された「保育クレド」や教育・保育指導計画などで、子ども一人ひとりの健康状態や個性、個人差を把握し、子どもの気持ちに寄り添うことを大切にされた言葉がけや援助を心がけるよう職員に周知がなされている。また、朝の受け入れ時間、健康面、お迎え時間、家庭からの連絡事項などのほか、視診で気になることも記録、申し送りがなされ、園内で把握できるように取り組んでいる。	
50	A⑤ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
判断基準	a 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	
	b 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	
	c 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
コメント	発育には個人差があることを踏まえて、午睡・排泄・食事など個人に合わせた対応に努めている。自分でやろうとする気持ちをくみ取り、必要以上に援助するのではなく「できた」という達成感を味わえるようにしている。また、あいさつや食事の姿勢などの重要性を丁寧伝え、日常生活習慣の習得を図り、子どもの自立に向けて取り組んでいる。	
51	A⑥ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
判断基準	a 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	
	b 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	
	c 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	
コメント	木々の豊かな園庭で自然に触れたり、「なかよしタイム」で異年齢での関わりができるようにしたり、やりたいこと・興味があることを体験できるようにしている。また、子どもが集中して遊べるように、コーナー遊びや玩具の選定、玩具などの配置や提供のタイミングなどの環境設定にも配慮している。さらに、「帰りの会」で振り返りをする時に、子どもが「いいところ探し」でお互いのよい所を紹介したり、今後の子どもの取り組み(秋まつりのイベント計画)について話し合う機会をつくることで、子どもが考え、発言し、子どもの自主的な活動に繋げるよう、様々な取り組みを行っている。	

		評価項目	評価結果	
52	A⑦	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	/	
	判断基準	a		適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b		適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c		適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	対象児が在籍しないため該当せず			
53	A⑧	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	/	
	判断基準	a		適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b		適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c		適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	対象児が在籍しないため該当せず			
54	A⑨	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a	
	判断基準	a		適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b		適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c		適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	それぞれの年齢に合わせて、興味や関心を教育・保育に取り入れている。集団の中での関わりを楽しみ、行事を通し様々な経験ができるよう取り組んでいる。子どもの姿を見守り、必要に応じて援助するようにしている。また、コロナ禍で制限されている中ではあるが、学童クラブや小学校に園便り等を配布、仲井真校区まちづくり連絡協議会等に子どもの育ちや活動などを定期的に伝える取り組みを行って、地域との協同的な取り組みを絶やさないよう努めている。			

評価項目		評価結果
55	A⑩ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
判断基準	a 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
	b 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
コメント	<p>配慮を必要とする子については成長を見守り、職員会議の報告・相談によって共有し園一丸となって取り組めるようにしている。保護者とも情報共有し、他の子どもと同じ生活の場で過ごせるようにしている。障害のある子どもについては、個別の指導計画及び記録等があり、子どもの特性に応じた教育・保育を行っている。地域での関わりは那覇市こども教育保育課以外に那覇市療育センターや児童デイサービスの職員等との話し合いなども行い、客観的なアドバイスを受けている。</p> <p>那覇市から引継いでいる建物の設備に関しては、障害に応じた十分な設備とはなっていないため、建替え等にあわせて整備することが望まれる。</p>	
56	A⑪ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。	
	b それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮しているが、十分ではない。	
	c それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
コメント	<p>職員間の連絡共有の方法として「引継ぎシート」があり、子どもの状況や申し送り事項が職員に共有され、午前から午後の子どもの状態を適切に伝達している。また、延長保育計画などがあり、長時間の教育・保育の内容も配慮がなされている。午睡の必要な子どもには保健室兼休憩室を使用し、個別のニーズに対応できるようにしている。さらに長期休み(夏休み)明けの1号認定子どもの登園しぶりなどに「秋まつり」を企画。楽しい雰囲気です新学期が始められるよう配慮した取り組みを行っている。</p>	
57	A⑫ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
判断基準	a 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
	b 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
	c 小学校との連携や就学を見通した計画、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	
コメント	<p>同一敷地内に小学校が位置しており、密接な関係構築に注力している。コロナ禍の影響を受け、種々の交流活動を積極的に行うことが困難な状況にあるが、アプローチカリキュラム作成をはじめ、小学校1年の担任(4名)、特別支援コーディネーター(1名)に園の保育参観をもらい、情報交換会で子どもの様子や課題の共有を行った。また、年2回の合同研修会も積極的に取り組み、就学に向けた具体的な話し合いも行っている。さらに保護者への面談を通じ、小学校の様子やこれからの目標を確認し、保護者が抱く就学への不安について軽減を図っている。要録については、担任が作成し、主幹保育教諭が指導、助言を行い最終確認は園長が行っている。</p>	

評価項目		評価結果
A-2-(3) 健康管理		
58	A⑬ 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。
	b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
	c	子どもの健康管理を適切に行っていない。
コメント	学校安全計画や保健年間指導計画を基に子どもの健康管理を行っている。登園時の保護者からの申し送りや視診をはじめ、在園中の子どもの体調悪化やケガについては引継ぎシートを使い申し送りができる体制があり、保護者への対応がスムーズに行えている。その他にも面接票(児童票)や個別発達記録などに健康に関する情報を管理し、職員間で共有できるようになっている。保護者への啓蒙は入園のしおりや毎月の園便り等で伝えている。	
59	A⑭ 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。
	b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。
	c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。
コメント	就学時検診用検査を含む健康診断は年2回、歯科検診が2回、さらに視力(年2回)、聴力(年1回)検査も実施された上で、それらの結果はクラス担任から各保護者にもれなく伝えられるとともに、嘱託医との連携を図り、早期治療などに活かしている。また、健診結果は毎年度策定される学校年間保健計画にも反映され、園児の保健管理に役立てられている。	
60	A⑮ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
コメント	アレルギー対応マニュアルを基に保護者からの申請書やヒアリング、医師の指示などを確認し、職員間でその情報を共有、周知徹底を図っている。給食の配膳時には、内容確認のために「幼児食献立アレルギー対応記録表」で配膳される給食の内容、除去について確認し、誤食防止に努めているほか、献立については、除去食以外にも対応食や代替食品などを使用し、食事の相違がないよう配慮されている。	

評価項目		評価結果
A-2-(4) 食事		
61	A⑯ 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
判断基準	a 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
	b 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
	c 食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
コメント	食事時間は、室内の環境構成としてBGMをかけたり花を飾るなど、より楽しい雰囲気づくりに努めている。「食べること」にプレッシャーを感じさせないよう、配膳時に食事の量を調整し、個人差や食欲に応じた対応をしている。また、給食当番活動により子どもが積極的に食事の環境づくりに参加できたり、食材紹介や栽培活動の記録を掲示するなど、子どもの食への関心を高める工夫もされている	
62	A⑰ 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
判断基準	a 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	
	b 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
	c 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
コメント	コロナ禍のもと、食べる前の手洗い・消毒を通じて清潔さを保つことがより一層徹底されている。小学校入学を見据えて食事時間を定め、一定時間内で食べ終わられるような指導や食事前後の挨拶の徹底なども心掛けられている。栄養士により子どもが食べやすく、季節や地域の食文化にも配慮したメニューが作成されている。栄養のバランスも考えられ、栄養定期報告も目標値を満たす内容となっている。 コロナ禍による感染症対策のため、子どもと調理員との交流機会が持てていないが、お手紙やポートフォリオなどの手法を用い、子どもの要望や意見を反映させるような工夫に期待したい。	
A-3 子育て支援		
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
63	A⑱ 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
判断基準	a 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	
	b 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
	c 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	
コメント	登降園時は、保護者とのコミュニケーションを大切に子どもの成長や情報の共有を図るようにしている。また、個人面談などを通して、担任や主幹保育教諭が教育・保育の意図や内容を伝える機会としている。登降園時にはできるかぎり保護者と会話の時間を持つことを心がけるとともに、保育・教育施設向けICTソフトを導入し、子どもの状況を共有するとともに、保護者とのコミュニケーションも図れるように努めている。	

評価項目		評価結果
A-3-(2) 保護者等の支援		
64	A ⑱ 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
	b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
	c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
コメント	こども園では、保護者に対して一貫した対応ができるように保護者対応マニュアルを備え、職員へ周知している。子育て支援計画が策定され、定期的な行事のほか個人面談や保育参観など、具体的な内容となっており、保護者の意見や要望、子育ての悩みなどを広く受け止める仕組みが作られている。また、地域への子育て支援の一環で、毎週の園庭開放や保育交流、「親子の集い」の場等を用意しており認定こども園の子育て支援事業にも取り組んでいる。	
65	A ⑳ 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
判断基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
	b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
	c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
コメント	虐待対応マニュアルの整備はもとより、不適切な養育等の疑いを見逃さないよう登園時の視診、子どもの様子や保護者との関わり方に違和感、変化がないかの確認をしている。また、日々の申し送りやケース会議など担任以外の職員が気づいた点を共有し、早期発見、早期対応を心がけている。児童相談所の関わる事案については、直接の連絡や要保護児童対策地域協議会を通じ、見守りを強化し子どもの日々の様子を確認、記録し連携を図る体制がある。	